

提出書類について（申請者 ⇒ 学校）

（２）非課税世帯

| 書類名 | 注意事項 |
|----------------------------|--|
| 高知県高校生等奨学給付金受給申請書（別記第1号様式） | <ul style="list-style-type: none"> ・消せるボールペンの使用不可 |
| 住民票 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等及び対象生徒が属する世帯全ての構成員の住民票で、 <ul style="list-style-type: none"> ①「続柄」・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること ②個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと * 高知高専の寮生で、住民票を南国市へ移している場合には、当該学生の住民票も必要となります。 ・発行日が申請日から3か月前までのもの ・住民票のコピーを提出する場合、余白に「<u>原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付</u>」と記入してください |
| 保護者等全員の令和4年度の課税証明書等 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年中の所得に基づくものであること |
| 預金通帳の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できること |
| 健康保険証のコピー等 | <ul style="list-style-type: none"> ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、対象となる高校生が第2子以降に相当する世帯の場合 <ul style="list-style-type: none"> → 生徒本人及び当該兄弟姉妹の健康保険証のコピーが必要 ・高知県高校生等奨学給付金受給申請書（別記第1号様式）の裏面【2.保護者等の収入の状況について】（2）⑤又は⑥に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> → 生徒本人の健康保険証のコピーが必要 ※生徒が在学中に成人した場合で、18歳となる日の前日において親権者であった者については不要 ・A4サイズにコピーするか、「健康保険証貼付用台紙」（任意）に貼ること ・国民健康保険の場合、別途「扶養誓約書」（別記第4号様式）の提出が必要 |